

市川市消防局からのお知らせ

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災（死者3名、負傷者56名）を踏まえ消防法令が改正され条例準則が示されました。

改正内容は、多数の者が集まる催し（祭り、盆踊り等）において火気器具等を使用する場合、消火器の準備や露店を開設する届出の義務付けがなされました。

今後、市川市では6月の市議会において火災予防条例を改正し、上記の内容について義務付けを行う予定です。

自治会の皆様において今後負担となることが予想されますが、福知山花火大会のような悲劇を防ぐためにも、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、すべての催しにおいて義務付けるものではありません。下記のような場合、義務付けを予定しておりますのでご確認ください。

不特定多数が参加する催しで、露店が出店し、火気器具等を使用する場合



消火器の準備
平成26年8月1日施行



露店の開設届出
平成26年10月1日施行

※露店開設の届出は主催者が行います。届出書は消防局 ホームページに掲載予定です。
届出後は、消防署が現場確認します。
※身内、近親者など特定の者のみで行う催しは、対象外となります。

上記について不明な点がありましたら、下記まで問い合わせください。

○ 市川市消防局 予防課査察担当 ○

住所 市川市八幡1丁目8番1号

電話 047-333-2171